

## PCB含有機器の保有に関する調査に関する質問

### 【調査主旨（調査目的など）について】

- Q 1. この調査は県の調査ですか？ . . . . . 1
- Q 2. 本調査の目的は何ですか？ . . . . . 1
- Q 3. 調査の結果は何に利用するのですか？ . . . . . 1
- Q 4. いつまでに返送が必要ですか？ . . . . . 1
- Q 5. 期限までに必ず投函しないとイケないのですか？ . . . . . 1
- Q 6. いつから調査しているのですか？ . . . . . 1
- Q 7. 調査票の回答は義務(法律によるもの)でしょうか？(返信をしないと何か(罰則等)はありますか?) . . . . . 1

### 【調査対象について】

- Q 8. なぜうちに届いたのですか？(調査対象者はどういった者ですか?) . . . . . 2
- Q 9. 調査対象はなぜ1977年(昭和52年)3月以前に建築された建物なのですか？ . . . . . 2
- Q 10. 1977年(昭和52年)3月以前の建物を所有していないが、回答する必要があるありますか？ . . . . . 2
- Q 11. 居宅しか所有していないが、回答する必要があるですか？ . . . . . 2
- Q 12. 対象の建物は居宅ですが、調査や回答が必要ですか？ . . . . . 2
- Q 13. 住宅部分も調べる必要がありますか？ . . . . . 2
- Q 14. 調査対象住所に物件を持っていません(番地が違うのですが)。 . . . . 2
- Q 15. 所有者は既に亡くなっているのですが。 . . . . . 3
- Q 16. なぜ個人宅へ届くのですか？ . . . . . 3
- Q 17. 過去にも同様な調査票が届いている。今回も記入する必要があるですか？ . . . . . 3
- Q 18. PCB特別措置法に基づく届出をしておりますが、記入、返送は必要でしょうか？ . . . . . 3
- Q 19. 今回、調査対象となっている建物はどれですか？ . . . . . 3
- Q 20. 調査対象として回答用紙に書かれていない建物は調査の必要はないのですか？ . . . . . 3

Q21. 締切を過ぎてしまいましたが、これからお送りしてもよいでしょうか？  
・・・・・・・・ 3

Q22. 1977年(昭和52年)以前に建てた建物だが、改装し照明器具は全て取り替えた。この場合、記入、返送は必要でしょうか？  
・・・・・・・・ 3

### 【法令等について】

Q23. PCBとは何ですか？  
・・・・・・・・ 4

Q24. なぜ、PCBは期限までに処分しなければいけないのですか。  
・・・・・・・・ 4

Q25. PCB含有又はその恐れのある安定器を持っていますが、処分期間を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？  
・・・・・・・・ 4

Q26. 期限内に処理を完了するため、これまで県はどのような指導等を行ってきたのですか？  
・・・・・・・・ 4

Q27. PCBを使用した機器をこれからも使用し続けてよいのですか？  
・・・・・・・・ 4

### 【PCB含有機器が見つかったら】

Q28. PCB含有機器が見つかりました。どうすればいいですか？（誰が処理責任を負うのですか？）  
・・・・・・・・ 5

また、処分のための費用はかかりますか？  
・・・・・・・・ 5

Q29. PCBを含有した機器等が見つかりました。処理の手続きはどうすればいいですか？（処分方法について教えてください。）  
・・・・・・・・ 5

Q30. 処理に費用はかかるのですか？  
・・・・・・・・ 5

Q31. PCBを含有した機器が見つかりました。助成制度はありますか？  
・・・・・・・・ 5

Q32. 県への届出はどの様式で提出したらよいですか？  
・・・・・・・・ 5

Q33. 県への届出はどこに提出したらよいですか？  
・・・・・・・・ 6

### 【確認方法（PCB含有の確認など）】

Q34. （調査票記入について）記入者は誰でもよいですか？  
・・・・・・・・ 7

Q35. 廃業しているが、調査の必要はあるのですか？  
・・・・・・・・ 7

Q36. 今は建物を使用していない、調査するのですか？  
・・・・・・・・ 7

Q37. ビルに入っているテナントなので、照明器具の事はわかりません。  
・・・・・・・・ 7

Q38. 調査対象建物はマンション（アパート）です。どうしたらいいでしょうか？

- . . . . . 7
- Q39. 電気工事業者等の相談できる事業者がいません。誰か相談できる事業者を紹介してくれないでしょうか？ . . . . . 7
- Q40. 電気工事業者に調査を依頼しようと思います。費用は誰が負担するのですか？ . . . . . 7
- Q41. 安定器とは何ですか？ . . . . . 7
- Q42. 変圧器・コンデンサーとは何ですか？ . . . . . 7
- Q43. 当社にPCB使用安定器はありますか？ . . . . . 8
- Q44. (安定器について)調査方法を教えてください。 . . . . . 8
- Q45. (変圧器・コンデンサーについて)調査方法を教えてください。 . . . . . 8
- Q46. (安定器について)ラベル・銘板でもPCB含有の確認ができない場合はどうしたらよいですか？ . . . . . 8
- Q47. 調査は危険ではないのですか？ . . . . . 8
- Q48. 危険なPCBに触れ、何かあったら(行政が)責任をとってくれるのですか？ . . . . . 9
- Q49. 照明器具は2～3個しかありません。自分で調べる事は可能ですか？ . . . . . 9
- Q50. 数が多くて確認しきれません。 . . . . . 9
- Q51. 電気主任技術者とはどういう方か？また、電気主任技術者はいないがどうすればよいですか？ . . . . . 9
- Q52. 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の見分け方は？ . . . . . 9
- Q53. 安定器の大きさは、どれくらいあるのですか？ . . . . . 9
- Q54. 水銀灯の安定器の設置場所はどこですか？ . . . . . 9
- Q55. 照明器具のラベルで確認できたら、安定器の銘板の確認は不要ですか？ . . . . . 10
- Q56. 物置等で使用する裸電球やスポットライトは、調査対象ですか？ . . . . . 10
- Q57. 建物を取り壊した際に電気器具を業者に持って行ってもらったが、PCB有無確認のため業者に連絡をした方がいいですか？ . . . . . 10

## 【調査主旨（調査目的など）について】

Q 1. この調査は県の調査ですか？

A 1. 愛知県が実施している調査です。

調査票の発送、受付、電話対応等の業務を株式会社イープラネットへ委託しております。

Q 2. 本調査の目的は何ですか？

A 2. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した機器等が愛知県内の建物・事業所にどれだけあるのかを調査をしています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品は、法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)により処理期限が定められており、愛知県内の事業所に設置されている安定器は2021年3月まで、変圧器やコンデンサーは2022年3月までに処分を委託しなければなりません。

期限内の処分完了に向け、県が把握していない機器の保有状況を確認するために実施するものです。

Q 3. 調査の結果は何に利用するのですか？

A 3. PCBを使用した機器の数を把握するとともに、保有が確認された事業者へ、期限内の処理について指導してまいります。

Q 4. いつまでに返送が必要ですか？

A 4. 平成30年12月28日までにポストに投函してください。

Q 5. 期限までに必ず投函しないといけないのですか？

A 5. できる限り期限内の投函をお願いしています。

ただし、PCBの有無を調査中であるなど、期限までの回答が難しい場合は、調査をした上で、平成31年3月31日までに投函いただきますようお願いいたします。その場合、回答状況の確認のため、1月以降にはがきや電話等により連絡をさせていただくことがありますのでご容赦ください。

Q 6. いつから調査しているのですか？

A 6. 愛知県では平成26年から調査を行っていますが、安定器に特化した調査は今回が初めてです。

Q 7. 調査票の回答は義務(法律によるもの)でしょうか？(返信をしないと何か(罰則等)はありますか？)

A 7. 義務ではありませんが、PCB含有安定器の処分期限が迫っており、処分漏れが生じないよう、情報収集をしております。ご協力をお願い致します。

なお、回答いただけない場合は、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがあります。

## 【調査対象について】

Q 8. なぜうちに届いたのですか？（調査対象者はどういった者ですか？）

A 8. 1977年(昭和52年)3月までに建築された居宅以外の建物を抽出したところ、お宅様が所有される建物が条件に当てはまりましたので送付させていただきました。

Q 9. 調査対象はなぜ1977年(昭和52年)3月以前に建築された建物なのですか？

A 9. PCBを含有した照明器具の安定器は、居宅や1977年(昭和52年)4月以降に建築された建物には使用されていません。そのため、1977年(昭和52年)3月までに建築された居宅以外の建物を所有されている方に調査票をお送りしています。

Q 10. 1977年(昭和52年)3月以前の建物を所有していないが、回答する必要がありますか？

A 10. 誤って調査対象者にリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、回答用紙の設問1の「いいえ」をチェックするとともに、設問5, 6にご回答の上、ご返送をお願いします。

Q 11. 居宅しか所有していないが、回答する必要がありますか？

A 11. 住居兼店舗など居宅以外に何か別の用途に使用されていた場合は対象となります。ご面倒お掛けしますが、ご協力をお願い致します。

Q 12. 対象の建物は居宅ですが、調査や回答が必要ですか？

A 12. 建築当時に居宅以外の用途にも利用されていた場合はPCB使用機器が設置されていた可能性がありますので、調査をお願いします。一方で居宅のみの用途で利用されていた場合はPCB使用機器の設置の可能性はないことから調査の必要はありません。

そういったことを把握することで、今後、調査対象外の方に督促等の連絡をすることがないようにするため、お手数をお掛け致しますが、回答用紙の設問2の「いいえ」をチェックするとともに、設問5, 6にご回答の上、ご返送をお願いします。

Q 13. 住宅部分も調べる必要がありますか？

A 13. 一般家庭用の照明器具にはPCB含有安定器は使われていないことが分かっているため、調査不要です。

Q 14. 調査対象住所に物件を持っていません（番地が違うのですが）。

A 14. 今回は一部の調査票において、住所ではなく地番を表記しているため、住所と少し異なっています。回答用紙に記載されている地番の周辺にお持ちの建物が対象と思われますので、その建物について回答をお願いします（回答用紙に建物の用途を記載してありますのでご参考にしてください）。

Q15. 所有者は既に亡くなっているのですが。

A15. ご家族の方が代理でご回答くださいますようお願いいたします。

Q16. なぜ個人宅へ届くのですか？

A16. 調査対象の建物ではなく所有している方の住所にお送りしているため、個人宅に届くこともあります。お住まいの建物ではなく、回答用紙に記載されている住所の建物について回答をいただきますようお願い致します。

Q17. 過去にも同様な調査票が届いている。今回も記入する必要はありますか？

A17. (安定器に関する調査は初めてとなっております。) ご面倒お掛けしますが、ご協力お願い致します。

Q18. PCB特別措置法に基づく届出をしておりますが、記入、返送は必要でしょうか？

A18. PCB特別措置法の届出については、事業所ごとに確認し、対象から除外していますが、誤ってリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、回答用紙の空白部分に建物ごとに「届出済み」と記入の上、ご返送をお願いします。

Q19. 今回、調査対象となっている建物はどれですか？

A19. 回答用紙に記載した住所に所在する建物です。それ以外に1977年(昭和52年)3月以前に建てられた居宅以外の建物がありましたら、回答用紙の空きスペースにご記入下さい。

Q20. 調査対象として回答用紙に書かれていない建物は調査の必要はないのですか？

A20. 基本的に記載のない建物については調査の必要はありません。

ただし、1977年(昭和52年)3月までに建てられた居宅以外の建物を保有、管理されておりましたら、PCBが使用されている照明機器が使われている可能性がございますので、調査いただき、回答用紙の空きスペースに回答用紙にご記入をお願いします。

Q21. 締切を過ぎてしまいましたが、これからお送りしてもよいでしょうか？

A21. 同封されている封筒で郵送して下さい。

Q22. 1977年(昭和52年)以前に建てた建物だが、改装し照明器具は全て取り替えた。この場合、記入、返送は必要でしょうか？

A22. PCBや対象の機器が「無い」という情報をいただきたいと存じます。

回答用紙の設問3の「はい」をチェックするとともに、設問5, 6にご回答の上、ご返送をお願いします。

## 【法令等について】

Q23. PCBとは何ですか？

A23. 人体に有害な化学物質で、電気機器の絶縁油などに利用されていました。照明器具の安定器については、1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)製造のものに含まれている可能性があります。

Q24. なぜ、PCBは期限までに処分しなければいけないのですか。

A24. スtockホルム条約で平成40年までの適正処分が定められており、我が国ではPCB特別措置法により平成39年3月31日までに全量を処分することが定められています。

安定器につきましてはJESCO北九州事業所に平成33年3月31日までに、変圧器・コンデンサー等につきましてはJESCO豊田事業所に平成34年3月31日までに処理を委託することが法律で決められております。

Q25. PCB含有又はその恐れのある安定器を持っていますが、処分期間を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？

A25. PCBを含有した安定器など高濃度PCB廃棄物の処理施設は、定められた期限を過ぎると閉鎖されて処理できなくなります。また、処分期間までに処分を委託しないと法により処罰される場合があります。

Q26. 期限内に処理を完了するため、これまで県はどのような指導等を行ってきたのですか？

A26. PCB廃棄物等の保管状況を把握するため、保管等の可能性がある事業者等に対するアンケート調査、電話、立入検査等により、PCB廃棄物等の把握に努めています。また、PCB廃棄物等が確認された事業者等に対し、法令に基づく届出や適正な保管等とともに、早期の処分を指導しています。

Q27. PCBを使用した機器をこれからも使用し続けてよいのですか？

A27. 処分を委託しなければならぬ期間までの使用は可能ですが、できるだけ早期に機器を交換し、処分するようお願いいたします。

## 【PCB含有機器が見つかったら】

Q28. PCB含有機器が見つかりました。どうすればいいですか？（誰が処理責任を負うのですか？）

また、処分のための費用はかかりますか？

A28. 県へ届出いただくとともに、法律で定められた処理施設（JESCO）で処分する必要があります。また、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担となります。

処理料金(税込み)は以下のとおりです。

○安定器及び汚染物等

30,240(円/kg)×重量(kg) ※安定器1台あたりの平均重量(2.12kg)

○変圧器・コンデンサー等

例：150kgの変圧器は 91万1千円（140～150kg）

200kgの変圧器は109万1千円（190～200kg）

250kgの変圧器は130万9千円（240～260kg）

Q29. PCBを含有した機器等が見つかりました。処理の手続きはどうすればいいですか？（処分方法について教えてください。）

A29. JESCOで処理する事になります。窓口をご紹介致しますので、そちらへご相談下さい。

JESCO本社PCB処理営業部管理課（03-5765-1935）

Q30. 処理に費用はかかるのですか？

A30. 申し訳ありませんが、処理費用が発生します。中小企業・個人の場合には料金が軽減されますので、JESCO中小軽減担当（0120-808-534）へお問い合わせ下さい。

Q31. PCBを含有した機器が見つかりました。助成制度はありますか？

A31. 一定の条件を満たす中小企業者、個人については軽減措置があります。

※補助金：中小企業は処分料金の70%、個人は処分料金の95%

詳細は、窓口をご紹介するので、そちらへお電話下さい。

JESCO中小軽減担当（0120-808-534）

Q32. 県への届出はどの様式で提出したらよいですか？

A32. PCB特別措置法の様式第1号を提出してください。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/index.html##5>

※ダウンロード方法

あいちの環境 → 資源循環・廃棄物情報 → 申請書、届出等の様式ダウンロード

→ 7 PCB廃棄物及びPCB使用製品関係 → 保管状況等届出書(word)



Q33. 県への届出はどこに提出したらよいですか？

A33. 以下の県民事務所等へ提出してください。

	届出先	事業場の所在地
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 TEL 0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 TEL 0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 TEL 052-961-8340	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 TEL 0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 TEL 0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 TEL 0565-32-7494	みよし市

なお、建物が政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市)内に所在する場合は各政令市へ届出してください。

政令市	窓口	届出先(電話番号)
名古屋市	廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 TEL 052-961-1111 (代表)
豊橋市	廃棄物対策課	〒440-8501 豊橋市今橋町 1 TEL 0532-51-1111 (代表)
岡崎市	廃棄物対策課	〒444-8601 岡崎市十王町 2-9 TEL 0564-23-6000 (代表)
豊田市	廃棄物対策課	〒471-8501 豊田市西町 3-60 TEL 0565-31-1212 (代表)

## 【確認方法（PCB含有の確認など）】

Q34. （調査票記入について）記入者は誰でもよいですか

A34. 本調査の内容についてお分かりになる方、連絡のとれる方ならどなたでも結構です。

Q35. 廃業しているが、調査の必要はあるのですか？

A35. 廃業している事業者様でも調査の必要があります。お手数お掛け致しますが、よろしくお願ひします。

Q36. 今は建物を使用していない、調査するのですか？

A36. 現在は使用していない建物についても、PCB使用機器が残存している可能性があるため、調査が必要です。お手数お掛け致しますが、よろしくお願ひします。

Q37. ビルに入っているテナントなので、照明器具の事はわかりません。

A37. お手数かけて申し訳ありませんが、ビルの管理会社様にお渡し下さい。

Q38. 調査対象建物はマンション（アパート）です。どうしたらいいでしょう？

A38. 集合住宅は、共有部分にPCBが使用されている可能性があるため、お手数ですが、マンション（アパート）の管理人様にお渡し下さい。

Q39. 電気工事業者等の相談できる事業者がいません。誰か相談できる事業者を紹介してくれないでしょうか？

A39. 個人を紹介することは難しいですので、（一社）日本PCB全量廃棄促進協会（03-6206-9552）に相談してください。

Q40. 電気工事業者に調査を依頼しようと思います。費用は誰が負担するのですか？

A40. 所有者の方が負担してください。

Q41. 安定器とは何ですか？

A41. 照明器具の裏側や内部に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置です。  
※電源とランプの間に抵抗を入れて電流を一定に安定させます。

Q42. 変圧器・コンデンサーとは何ですか？

A42. 変圧器：交流電力の電圧の高さを（電磁誘導を利用して）変換する装置です。  
コンデンサー：電気を一時的に蓄える。電気系統の力率を改善し、電力のムダを省くといった役割を果たす装置です。

Q43. 当社にPCB使用安定器はありますか？

A43. 1977年(昭和52年)3月以前に建てられた建物には設置されている可能性があります。当方が把握している情報では、その期間内に建てられた建物を所有していることから、対象機器がある可能性があります。お手数お掛け致しますが、調査の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

Q44. (安定器について)調査方法を教えてください。

A44. まずは、建物の築年を確認し、1977年(昭和52年)3月以前かどうか確認して下さい。次に、照明器具ラベルを確認して下さい(メーカーと製造年月日がわかれば、ある程度は判断可能)。わからない場合は、蛍光管の裏にある板を外し、中の安定器の表示(銘板)を確認していただくか、照明設備を管理している電気工事業者、ビルメンテナンス会社、お近くの工務店へご相談ください。

Q45. (変圧器・コンデンサーについて)調査方法を教えてください。

A45. 以下の方法で確認してください。わからない場合は、電気工事業者、ビルメンテナンス会社、お近くの工務店へご相談ください。

<高濃度PCB含有の有無の調査方法>

- 1 本体の銘板を確認し、1953年から1972年に製造されたかどうか確認してください。
- 2 該当した場合は、銘板の表示記号等を確認し、別紙3のリストと比較する(照合した場合は高濃度PCBを含有しています)か、メーカーへお問い合わせください。

<低濃度PCB含有の有無の調査方法>

- 1 本体の銘板を確認し変圧器の場合は1993年以前、コンデンサーの場合は1990年以前に製造されたかどうか確認してください。
- 2 該当した場合は絶縁油を採取し、PCB濃度を分析してください。

Q46. (安定器について)ラベル・銘板でもPCB含有の確認ができない場合はどうしたらよいですか？

A46. 確認できない場合は、日本照明工業会のホームページで確認するか、メーカーに問合せをお願いいたします。また、銘板が剥がれている、汚れている等で確認できない場合はPCB含有機器として処理してください。JESCO登録窓口(03-5765-1935)へご連絡をお願い致します。

Q47. 調査は危険ではないのですか？

A47. 簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者等にご相談してください。

Q48. 危険なPCBに触れ、何かあったら(行政が)責任をとってくれるのですか？

A48. 国や県では責任は負いかねます。また、簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。しかし安定器より油漏れしている場合については、触れてしまうと大変危険です。

このような油漏れの場合や機器の設置場所が銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者等に相談してください。

Q49. 照明器具は2~3個しかありません。自分で調べる事は可能ですか？

A49. 低い位置の天井にある蛍光灯でしたら、一般の方でも調査可能です。照明器具のラベルで確認するか、カバーを取り外し、安定器の銘板を読み取り、メーカーに問合せして下さい。

ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者等にご相談してください。

Q50. 数が多くて確認しきれません。

A50. 大変な作業となり、時間がかかるかと思いますが、少しずつ作業を進めていただき、確認をお願いします。

Q51. 電気主任技術者とはどういう方か？また、電気主任技術者はいないがどうすればよいですか？

A51. 電気主任技術者とは電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要です。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせてください。

Q52. 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の見分け方は？

A52. 蛍光灯：「事務室」「教室」等の室内で使用され、日常生活でも最も多い照明  
水銀灯：「体育館」「工場」「防犯灯」等で使用され、白色系でかなりまぶしい照明

ナトリウム灯：「街灯」「トンネル」等で使用されるオレンジ色系の照明

※見分けが難しい場合は、電気工事業者または工務店へご相談下さい。

Q53. 安定器の大きさは、どれくらいあるのですか？

A53. 蛍光灯：20~30cmぐらいの長方形

水銀灯・ナトリウム灯：40~50cmぐらいの長方形

Q54. 水銀灯の安定器の設置場所はどこですか？

A54. 取り付け台やポール収納ボックスに設置されています

Q55. 照明器具のラベルで確認できたら、安定器の銘板の確認は不要ですか？

A55. はい、ラベルで製造年・力率・Hf表示のうち、どれか一つでも該当し、PCBが含まれていない確認ができた場合は、銘板の確認は不要です。

Q56. 物置等で使用する裸電球やスポットライトは、調査対象ですか？

A56. 一般家庭照明器具となるため、調査対象外です。

Q57. 建物を取り壊した際に電気器具を業者に持って行ってもらったが、PCB有無確認のため業者に連絡をした方がいいですか？

A57. 既に建物を解体済みの場合は、回答用紙の設問1に「解体済み」をチェックするとともに、設問5、6にご回答の上、ご返送下さい。